

別表1

騒音に係る特定建設作業

特定建設作業の種類	騒音規制法 番号	県条例 番号	備 考
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 (くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)	◎①	—	もんけん、圧入式くい打くい抜機を除く
くい打機又はくい抜機を使用する作業 (くい打機をアースオーガーと併用する作業)	—	◎①	もんけん、圧入式くい打機及び圧入式くい抜機を除く
びょう打機を使用する作業	◎②	②	
さく岩機を使用する作業 (ジャイアントブレイカー、ハンドブレイカー(空気圧、電動式) 等含む)	◎③	③	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く)	◎④	④	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)	◎⑤	⑤	コンクリートプラントは、混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。アスファルトプラントは、混練重量が200 kg以上のものに限る。
バックホウを使用する作業	◎⑥	—	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する物を除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。
トラクターショベルを使用する作業	◎⑦	—	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する物を除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。
ブルドーザーを使用する作業	◎⑧	—	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する物を除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。
ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機を使用する作業	—	◎⑥	工事現場において建設資材を運搬する場合、その他掘削以外の作業に掘削機械を使用する場合を含む。
コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物解体作業、 又は動力、火薬、若しくは鉄球を使用して行う破壊作業	—	◎⑦	

※ ◎のついている方で届け出ることを示す

○数字は、法律又は県条例の作業の種類を示す